

公益財団法人草津市コミュニティ事業団
評議員及び理事、監事に対する報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人草津市コミュニティ事業団定款第13条及び第26条の規定に基づき、評議員及び理事、監事（以下「役員」という。）に支給する報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(支給対象)

第2条 評議員及び役員の報酬は、次に掲げる職務執行の対価として支給する。

- (1) 評議員の評議員会への出席
- (2) 役員の理事会への出席
- (3) 監事の監査の実施

2 前項の規定を適用する評議員及び役員は、この法人の職員を兼務している者、または草津市の職員である者を除く者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、本人から報酬の辞退の申し入れがあった場合には報酬は支給しない。

(支給金額)

第3条 評議員及び役員の報酬は、評議員及び役員が前条第1項第1号から第3号に掲げる職務を遂行した場合、1回につき、10,000円を支給するものとする。

2 理事長および常務理事に対しては、別表に定める額を上限とし、理事会で定める額の報酬を支給する。

(支給方法)

第4条 前条第1項の金額は、職務執行の都度、現金で支給する。

2 理事長および常務理事の報酬等は、その月の月額を、毎月銀行振込により支給する。

3 法令に基づき、評議員及び役員の報酬から控除すべき額がある場合には、その評議員及び役員に支払うべき報酬の額からその額を控除して支払うものとする。

(通勤手当)

第5条 常勤の理事に対しては、その勤務の実態に応じ、公益財団法人草津市コミュニティ事業団の職員の給与に関する規程（平成23年4月1日施行）第21条及び第22条の規定に準じて通勤手当を支給する。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月29日から施行し平成23年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月31日から施行し平成25年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

	理事長	常務理事
報酬	年額 1,008,000 円	年額 5,000,000 円